

# MIO PRESS

LAW OFFICE  
秋号

OSAKA / KYOTO / KOBE 2018.10/vol.04

今号のみお人

弁護士  
**羽賀 倫樹**  
Tomoki Haga

【特集】  
働き方改革にどう対応するか  
「長時間労働」

【連載】  
知っ得! 交通事故

【法律コラム】  
伊藤勝彦弁護士の  
時事解説

【連載】  
倉田・北名弁護士の  
刑事事件入門



読者プレゼント  
実施中!  
当選確率  
UP!

【支店便り】  
京都の自転車事情と  
自転車保険加入  
義務化について

【リレー式コラム】  
事務局通信

【リガサポ!】  
名義預金について

秋風が心地よい時節となりました。さて、私はこのみおプレスに交通事故のコラムを掲載していますが、今回は巻頭ですので交通事故以外のことを書いてみたいと思います。

弁護士の仕事の一つに法律相談があります。法律相談をしていると、時々、「弁護士は六法が全部頭に入っているのですか?」と聞かれることがあります。答えは、(少なくとも私の場合は)少しは入っていますが、全部は入っていません、ということになります。知っている法律ならすぐに答えることができますが、あまり知らない法律も多くありますので、分からないことがあれば調べてから回答するというのが一般的な弁護士の姿だと思います。

他に、法律相談の時の雑談で、「いい勉強法ってありますか?」と聞かれることもあります。人それぞれなので難しいところがありますが、試験合格のための勉強であれば、過去問をやってみて、できなかった問題をできるようにするまで勉強するという方法は有効だと感じることがあります。

少しでも法的知識を豊かにして、皆様のお役に立てるように努力していきたいと思っています。

(弁護士 羽賀倫樹)

LATEST NEWS  
最新ニュース

## 澤田有紀弁護士が新刊出版!!

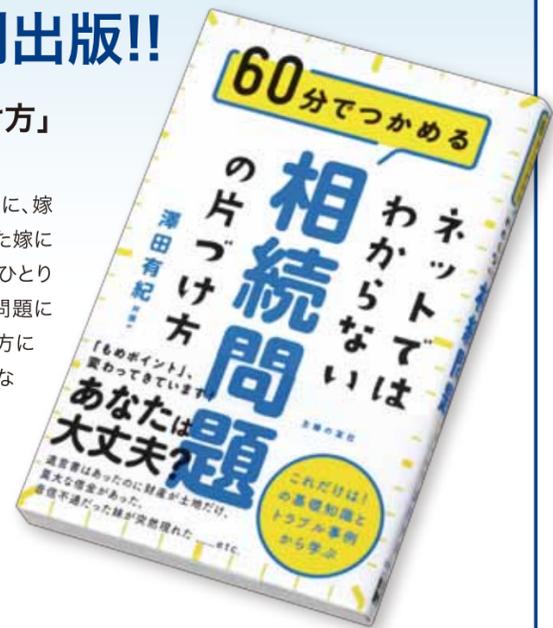
「ネットではわからない相続問題の片づけ方」  
弁護士 澤田有紀(著) / 主婦の友社 / 価格1,000円(税別)

「当然のように長男が全財産を相続」「自宅以外に財産はないのに、嫁と孫に売却を迫られた」「莫大な借金が発覚」「義父の介護をした嫁に1円も入らない?」「ハンコは最後の砦!?」「不動産と相続税」「おひとりさま相続」等々、相続で今もめている最中の方、近い将来相続問題に直面しそうで心配している方、遺言書を書こうかと検討中の方に役に立つ、実例や法律知識、解決へのアドバイスがぎっしり。平易な語り口で気軽に読んで、しっかり役に立つ1冊です。



代表弁護士 澤田 有紀 Aki Sawada

大阪大学文学部英文学科卒業後、商社勤務。「エレクローン」トレーナーを経て結婚。専業主婦となるが、1995年、阪神大震災を経験し、「もう一度社会に出て人の役に立ちたい」と弁護士になることを決意。97年、司法試験に受験1回目で合格。2000年4月弁護士登録。02年、現事務所を設立し、現在に至る。主婦から弁護士となった「主婦弁」として、法律をわかりやすく伝え、苦しむ人の力になることをミッションとする。



大阪・京都・神戸  
弁護士法人みお総合法律事務所

大阪弁護士会所属 代表弁護士/澤田 有紀・伊藤 勝彦

(業務分野) 交通事故 / 遺産相続 / 離婚問題 / 債務整理 / 顧問契約 / 会社法務 / その他

お問合せ・ご相談は  
なやむなみお  
**0120-7867-30**

通話料無料

受付時間(月~土) / 9:00~17:30 [携帯電話からも通話無料]

みお 法律

大阪事務所 OSAKA

〒530-8501  
大阪市北区梅田3丁目1番3号  
ノースゲートビル オフィスタワー14階  
TEL:06-6348-3055 FAX:06-6348-3056  
執務時間:月~金曜日 / 9:00~20:00  
土曜日 / 10:00~18:00  
受付時間:月~土曜日 / 9:00~17:30

京都駅前事務所 KYOTO

〒600-8216  
京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町  
735-1 京阪京都ビル4階  
TEL:075-353-9901 FAX:075-353-9911  
執務時間:月~土曜日 / 9:30~18:00

神戸支店 KOBE

〒651-0086  
神戸市中央区磯上通8丁目3番10号  
井門三宮ビル10階  
TEL:078-242-3041 FAX:078-242-3042  
執務時間:月~土曜日 / 9:30~18:00

アンケートにご協力いただいた方の中から抽選で30名様に「みお総合法律事務所」オリジナルカード(500円相当分)と澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をセットでプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切 / 平成30年12月31日(月) ※当日消印有効



※書籍は選ぶことができません。  
※抽選の発表は発送をもってかえさせていただきます。  
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただきます。

アンケートの回答にご協力をお願いします

- Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか(複数可)
- 今号のみお人(表紙)  特集「長時間労働」
  - 知っ得! 交通事故  伊藤勝彦弁護士の時事解説
  - 支店便り  刑事事件入門  事務局通信  リガサポ!
- Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどれですか(複数可)
- 交通事故  相続問題  離婚(男女)問題
  - 借金問題  労働問題  刑事事件
  - 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他)
  - 企業法務  その他( )
- Q.3 法律問題でお困りの事・日頃疑問に思う法律問題など

Q.4 みお総合法律事務所へのご意見・メッセージなど

アンケートにご協力いただきありがとうございます。

## 働き方改革にどう対応するか

# 長時間労働



弁護士  
石田 優一  
Yuichi Ishida



### 働き方改革法成立

平成30年6月29日、働き方改革法が成立しました。これによって、皆様の「働き方」が大きく変わることになります。働き方改革法の大きな目玉が、「長時間労働の是正」と、「同一労働同一賃金」です。

そのうち、「長時間労働の是正」については、例外業種（自動車運転業務・建設事業等）を除いて、平成31年4月1日（中小企業の場合は平成32年4月1日）に施行予定です。各企業には、就業規則等の改正や、働き方の見直し等、様々な対策が求められます。

### 長時間労働の是正とは？

さて、長時間労働の是正とは、どういうことでしょうか。まず、労働基準法が改正されて、残業や休日労働の上限時間が法律で決められます。具体的には、原則として月45時間以内、年360時間が上限になります。また、急な案件数の増加等で業務量が大きく増えた場合には延長が認められますが、それでも年720時間、休日労働を含めて1月100時間未満、2月から6月までの平均月80時間未満という上限を守らなければなりません。「100時間」「80時間」とは、「過労死ライン」がもたっています。

### 働き方改革にお困りの際にはご相談ください

今回、労働の効率化やムダな労働時間を減らすことで長時間労働問題を解消する方法をご紹介しました。ただ、こういった取組みにおいては、就業規則や人事評価制度の見直し等、様々な法的検討が必要になります。

当事務所は、就業規則等の見直しのほか、長時間労働問題に関する社内研修等、働き方改革に関する様々なご相談に対応しております。お困りの際は、お気軽にご相談ください。

### 特集 Special Feature

#### 原則

月45時間以内、年360時間が上限

#### 繁忙期の延長

年720時間、休日労働を含めて1月100時間未満  
2月から6月までの平均月80時間未満が上限  
休日労働を含めて月100時間未満

### 長時間労働の対策は難しい

「長時間労働の是正」と言うのは簡単でも、実際に対策をするのは大変なことです。仕事量も、仕事のやり方も変えることなく、ただ「早く帰らなさい」と指導するだけでは、「サービスマン」の問題を深刻にしまっただけで、根本的な対策にはなりません。

### 労働時間を

#### 正確に把握するには？

長時間労働対策においてまず重要なことは、正確な労働時間の把握です。従来型のタイムカードに変わるツールとして普及し始めているのが、勤怠管理システムです。このシステムを利用すれば、一人一人の出退勤時間をパソコン上で把握することができ、時間外労働の多い時期や部署を容易に分析することもできるようになります。最近では、低額のコストで利用できるクラウドサービス等も多くありますので、導入のハードルは高くありません。

### 労働の効率性を上げる

#### ための取組みとは？

次のステップは、労働の効率性を上げる方法を考えることです。

### ムダな労働時間を減らすための取組み

時間帯や時期によって仕事量にムラのある業務の場合、ある時は「人員不足」、またある時は「人員余剰」という状況が発生し、長時間労働を発生させることがあります。このような問題を解消するために、労働時間管理制度を見直すことが考えられます。

例えば、「早番」「遅番」を設定して時間帯により人員数を調整する「時差出勤制」や、従業員一人一人が自由に働く時間を設定できる「フレックスタイム制」等、業務の実態に合った最適な制度を導入することで、労働時間を大きく削減できるこ

### 時間外労働の上限規制を 守らなごころ

また、残業時間の多い従業員に医師の面接指導を受けさせる義務や、労働時間の状況を把握しなければならない義務等も課せられることとなります。

時間外労働の上限規制に違反すると、6ヶ月以下の懲役か、30万円以下の罰金に処せられるおそれがあります。また、刑事罰を受けなくても、労働基準監督署から臨検を受けたり、場合によっては企業名を公表されるおそれもあります。





身の回りで関わる、知って得する法律の話。

# 交通事故



弁護士  
羽賀 倫樹  
Tomoki Haga

知っ得!

本コラム担当の羽賀です。今回は、交通事故から9ヶ月経過した一郎さん一家の事例を基にした交通事故Q&Aを掲載します。

## 今回の事例

### 交通事故から9ヶ月、 保険会社との示談交渉

買い物帰りに一家4人で追突事故にあつてしまった一郎さん一家。長男・長女は3ヶ月で治療が終了しました。一郎さんと妻は、6ヶ月治療しても痛みが残るので、弁護士に依頼して後遺障害申請と示談交渉の手続きを依頼したところ、14級の後遺障害が認められました。後遺障害の手続きも終わったので、4人分の示談交渉を進めていくことになりました。

#### Q-1

長男・長女は3ヶ月通院しましたが、通院の時妻が付き添っていました。このことに対する補償はあるのでしょうか。

#### A-1

小学生のお子様であれば、通院の際に付き添ったことに対する補償が認められます。弁護士が交渉する場合は、通院1日あたり3千円で保険会社に請求します。

#### Q-2

後遺障害が認められると逸失利益というものが補償されると聞きました。逸失利益

はどのような方法で算定するのですか。

#### A-2

一郎さんの場合、事故前年の収入×5%×2～5年で計算します。後遺障害で収入が5%程度は下がっても仕方ないと考えられていること、むち打ちの症状が2～5年は続くであろうことから、このように計算します。奥様は、女性の平均賃金(370万円程度)×5%×2～5年で計算します。家事は女性の平均賃金に相当する労働とみなされるため、このように計算します。

#### Q-3

交通事故で怪我をしたら慰謝料が支払われると聞きました。どのようにして慰謝料の額を決めるのですか。

#### A-3

慰謝料には、①入院や通院したことに対する慰謝料、②後遺障害が残ったことに対する慰謝料があります。①入院や通院したことに対する慰謝料は、入院の日数・通院の日数・通院の期間・怪我の内容等をもとに算定します。②後遺障害が残ったことに対する慰謝料は、認定された後遺障害等級をもとに算定します。

#### Q-4

交通事故の示談交渉にはどれくらいどの時間がかかるのでしょうか。早くすまりたいので、早めに示談解決したいです。

#### A-4

弁護士による示談交渉には、通常数ヶ月

月程度の期間がかかります。ただ、保険会社次第の部分もありますので、ある程度幅を見る必要があります。弁護士に示談交渉をご依頼いただいた場合、解決までに若干の時間が必要になりますが、賠償金が増額になる分の時間と考えていただければと思います。

### 交通事故から1年 示談成立

弁護士による示談交渉の結果、無事示談が成立しました。一郎さん300万円、妻330万円、長男・長女それぞれ50万円強の賠償となりました。弁護士費用は、弁護士費用特約ですべて賄われました。賠償金を受け取った一郎さんはふと疑問に思いました。

#### Q-5

交通事故の賠償金を受け取ったら、税金はかかるのでしょうか。

#### A-5

原則として税金はかかりません。例外的に税金がかかる場合もありますが、一郎さん一家の場合は、非課税で問題ありません。交通事故に遭ってから1年。一郎さん一家の交通事故問題は何とか解決しました。次号は、当事務所で実際に取り扱った交通事故の解決事例を掲載する予定です。

法律コラム

## 伊藤勝彦 弁護士の 時事解説

# 自筆証書遺言に関する改正

約40年ぶりとなる民法の相続分野の改正法が平成30年7月6日、参議院本会議において可決、成立し、13日に公布されました。(※)

前回の春号「法律コラム」のコーナーで、改正要綱案の内、「配偶者の居住の権利の創設」についてコメントさせていただきました。今回は、改正法のポイントの中から、「自筆証書遺言に関する改正」について解説したいと思います。

### 改正点①

#### 「自筆証書遺言方式の緩和 (財産目録を自書しなくても)」

自筆証書遺言とは、その名のとおり、全文(日付・氏名)を自筆で書いて押印する遺言書をいいます。紙とペンがあれば、誰にも知られず、費用をかけずに作成することができます。また、いつでも作りなおすことができます。しかしながら、実際に書いてみると、「筋縄ではいかないところもあります」とくに、多くの財産を保有している方は、

その財産を全て自分の手で記載してするというのは、なかなか大変です。地名や数字を書き間違えたり、一部の財産を書き忘れたりすることもあるでしょうし、年齢や健康上の理由で手に力が入らないこともあるでしょう。数字などの書き間違いや表現在があいまいであったために、遺言が無効になってしまうことがあるのです。

そこで、今回の法改正で、「自筆証書遺言に添付する遺産の目録は自書しなくてもよいことになりました。遺言者は、ワープロで正確な遺産目録を作ってもらい、それもとに「何番の財産は誰々に相続させる」と書くことができるようになります。遺言者の負担はかなり軽減され、財産の書き間違いや書き漏らしがなくなり、遺言書の記載内容を巡って紛争が起きることを防止する効果が期待できます。

### 改正点②

#### 「法務局で遺言書を 保管する制度」の新設

自筆証書遺言は、遺言者が自分ひとりで書くことができるので、相続人は、遺言書を書いているのか否か(遺言書を書いていることは知っていても)どこにあるかわからない、ということがよくあります。ご自身で保管している途中に火災や洪水等の災害で焼失・紛失したり、盗難に遭つたり、偽造・変造されたりするリスクがあります。後日、「本当に遺言者が書いたのか」、「無理矢理脅されて書いたのではないか」とその遺言の有効性が疑われ、「遺言無効確認訴訟」に発展したりすることもあります。せっかく遺言書を書いたのに、保管が不完全であったため、見つけてもらえなかったり、改変されてしまつたりで、遺言者の意思が実現されないことになってしまつたのであれば、本当に無念です。そこで、今回の新法で、「法務局で自筆証書遺言を保管する制度」を新設しました。(法務局における遺言書の保管等に関する法律(遺言書保管制度)の概要は次のとおりです。

自筆証書遺言の遺言書を書いた者は、その遺言書を管轄の法務局に持ち込み保管を申請します。法務局は、提出された遺言書が民法の定める方式を守っているか確認した上で、遺言書を預かり、遺言書を画像情報化して保存します。

遺言者は、いつでも、遺言書の返還や閲覧を請求できます。遺言者が亡くなると、相続人などは、法務局に対し、遺言書の閲覧や画像情報の証明書の交付を請求できます。法務局は、遺言書の閲覧・画像情報の証明書を発行したときは、閲覧や証明書の発行を請求した人以外の相続人などに、遺言書を保管していることを通知します。法務局が保管している遺言書については、検認の手続きをする必要はありません。法務局による遺言書保管制度によって、遺言書保管中のトラブルを回避し、遺言書の内容が確実に実行できることにつながることも期待されます。



代表弁護士  
伊藤 勝彦  
Katsuhiko Ito

※法務省ホームページ/民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律について(相続法の改正) [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00222.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html)



このようにここ数年で自転車事故による被害が問題とされるようになった結果、

高額賠償事例として、事故時11歳の小学生が起した自転車事故で、小学生の母親に約9500万円の賠償が命じられた神戸地裁平成25年7月4日判決(判例時報2197号84頁)などは当時大きく報道されたため、記憶されている方もおられるかもしれません。

な交通手段と言えますが、平成30年4月1日から、自転車保険への加入義務を定める京都府と京都市の条例が施行されました(京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例(以下「府条例」といいます)「京都市自転車安全条例」)。

このような自転車保険への加入義務化は、交通事故の発生件数が年々減少する中、自転車側が加害者となる交通事故の割合が増加傾向にあり、高額賠償事例も生じていることから、被害者の救済を図ると同時に、加害者の経済的負担を軽減するためとされています。

### 3 京都府の自転車保険加入義務化の概要

#### (1) 誰が義務を負うのか?

府の条例では、①自転車を利用する成年者(条例16条1項)、②自転車を利用する未成年者の保護者(同条2項)、③従業員に自転車を利用させる事業者(同17条)、④自転車貸出業者(同18条)が義務を負うものとされています。

#### (2) どのような義務を負うのか?

「自転車損害保険等」への加入義務を負うこととなりますが、「自転車損害保険等」とは、具体的には「自転車を利用する者がその利用により交通事故を起こして他人の生命または身体を害した場合における損害に係る損害を填補することができる保険または共済(府条例15条)」、すなわち自転車に乗る者を被保険者とする対人賠償保険を意味します。もっとも、賠償限度額等についての定めや、加入しない場合の罰則までは設けられていません。

#### (3) どのような保険に入るべきか?

個人で新たに加入する場合に分かりやすいのは「自転車保険」という名称の商品です。最近では、学校や自転車を販売している店舗などでも情報提供が行われています。京都府のホームページなどでは府と協定を締結している保険会社の保険商品が紹介されており、これらも参考になるかと思います。もっとも、自転車保険によ

### 4 おわりに

これまでの自転車側が加害者となる交通事故では、加害者側に賠償額を支払うだけの資力がなく、問題となっていました。そのような理由で解決が遅れることは、被害者はもちろん、加害者にとっても不幸な事態といえます。そのため、自転車保険への加入は、ご自身やご家族が万一自転車事故を起こしてしまった場合の心強い備えとなります。気持ちよく自転車を利用できるように、この機会にご自身やご家族の保険加入状況について確認されてみてはいかがでしょうか。

## 支店便り

弁護士法人みお 京都駅前事務所

自転車向け保険  
少ない保険料で高額賠償への万全の補償内容

万一の事故をサポート  
・ 日常の怪我も  
・ スポーツの怪我も  
・ レジャーの怪我も

Bicycle

# 京都の自転車事情と 自転車保険加入 義務化について

弁護士 加藤 誠実  
Masami Kato

### 1 「自転車の街」京都

京都、特に京都駅前事務所がある京都市内では自転車が走っているのを頻繁に見かけます。その理由としては、まず京都は大学や学生の数が多く、通学手段として自転車を利用されていることが挙げられます。私自身、学生時代には自転車が通学や日々の生活に無くてはならないものでしたし、大学の駐輪スペースに数えられるくらい自転車が駐輪されている光景は今振り返ると壮観とも言える規模でした。

また、もう一つの理由としては、土地が比較的平坦で自転車でも移動しやすい一方で、公共交通手段である地下鉄やバスでの移動が必ずしも便利とは限らないという面があるかと思えます。京都の場合、地下鉄は烏丸線(南北方向)と東西線(東西方向)の2つしかなく、目的の最寄り地下鉄の駅がないこともあり、バスは路線によっては観光客などで常時混雑していることも多いためです。

そのため、特に裁判所近くに事務所を構える弁護士や事務員の中には、自転車を通勤や裁判所への移動手段として利用している方もそれなりにおられます。

### 2 自転車保険の義務化

京都での生活では自転車は非常に便利

そのための、家庭で自転車を利用する場合だけではなく、例えば事務員に自転車を利用させている弁護士事務所(③)や、京都でも最近増えている観光客向けのレンタルサイクル事業者(④)も加入義務を負うということになります。

このように自転車保険といってもいろいろなものがありますが、保険を選ぶ際には保険料(掛金)だけでなく、補償の対象や限度額、被保険者の範囲や年齢、示談代行サービスの有無などを確認して、もっとも適切な保険を選択しましょう。

なお、事業者は、施設賠償責任保険など事業者向け保険への加入が義務付けられています(府条例17条)。



(東京地裁昭和61年3月7日)がある一方で、タクシー運転手が酒気帯び運転で物損事故を起こし罰金刑に処せられた事件では、損害が軽微、報道もなされず、同種の前科や懲戒歴などもないことなどを理由に、社会的評価に及ぼした悪影響、企業秩序に与えた支障の程度は重大とは認められないなどとされ解雇が認められていません(最一小判昭和61年9月11日)。種々の事情を考慮の上総合的に判断されるわけで、有罪判決を受けたから解雇が許されるというような単純な話ではありません。これは飲酒運転のような事件のみならず、たとえば痴漢のような事件でも裁判所の判断は事案によって別れています。

しかしながら、普通解雇においても、就業規則に形式的に該当すれば解雇できるというわけではなく、当該解雇に社会的相当性があるかが問われることとなります。当該解雇に社会的相当性があるか否かについては、欠勤日数のほか、欠勤理由も重要な要素とされており、さらに、会社の業務に支障を与えたかといった事情等も考慮されています。そうすると、普通解雇についてもケースバイケースと言えます。

懲戒解雇については、ケースごとの個別性が強いと言えます。

## 2 普通解雇

(1) 以上のように有罪判決を受けたからといって、必ずしも懲戒解雇の対象となるわけではありませんが、その場合でも普通解雇の対象となってしまう可能性はあります。刑事事件に関連してよく問題になるのが、欠勤が重なることで、欠勤を理由に普通解雇になるケースです。

(2) 欠勤についても、就業規則にたとえば「欠勤が連続して〇〇日に及んだ場合には」解雇するというような規定があることもあり、形式的にはこれに該当してしまうことがあります。

**大切なご家族が逮捕されてしまった！**  
**慌てずに、落ち着いて**  
**「みお」の弁護士にご連絡ください。**

「早く釈放・保釈して欲しい」  
「過酷な取調べから守りたい」  
「有罪・前科になるのは避けたい」  
「無実・冤罪を証明したい」  
「示談での解決の道を探りたい」などのお悩みは、  
**弁護士にお任せください。**

「刑事事件解決ナビ」<http://keiji-soudan.com>

詳しくはWebサイトをご覧ください

以上のように、刑事事件の当事者となってしまった場合、勤務先にそのことがバレたとしても、必ずしも解雇されるわけではなく、使用者としては、安易に解雇できるというわけでもありません。もちろん、刑事事件の当事者となるような事態に陥らないことが最も望ましいのですが、いざそういう事態になってしまった場合、弁護士に相談の上対応策を決めるというのは不可欠であるという思いがあります。

## リレー式コラム 事務局通信

大阪事務所の事務局です。長年悩まされていることがあります。それは「肩こり」です。貼り薬、塗り薬などは全く効かず、使っている単なる気休めであって、薬のきつい匂いなどにまっています。ショッピングモールなどにあるクイックマッサージに行ったとしても、しばらくすると元の状態に戻ります。整骨院の方も、「大分凝ってますね」とびびくりされる始末です。

先日、電車内で首を回していると、「ゴリゴリッ」と音が鳴ったことに隣の方がびっくりしたのか、顔を覗きこんできました。それほどまでに凝っているのです。この痛みとは一生つきあっているものかと思いましたが、最近寝る前に数分のストレッチを始めたところ、痛みが明らかに減ってきているのが分かります。僅かな時間ではありますが、根気よく続けていると効果も出てきています。

肩の調子は良くなってくると、今度は歯が…。歳はとりたくないものだなあ…とつくづく実感しています。

## 倉田・北名弁護士の刑事事件入門



# 刑事事件と解雇



弁護士 倉田 壮介  
Sousei Kurata

## 刑

刑事事件においては、逮捕・勾留により身柄拘束がなされることとがしばしばあり、勤務先への出勤が不可能になってしまうことがありますが、結果的に罰金刑になるなどして、出勤可能になったとしても、このことが勤務先にバレたら解雇されるかもしれません。

刑事事件に当事者として関与することになってしまった場合に、多くの方が重大な関心をもたざるをえないのが、勤務先解雇の問題であると思います。

そこで、本稿では、刑事事件と解雇というテーマで、簡単に説明したいと思います。



従業員が刑事事件の当事者となった場合に使用者がなす解雇としては、懲戒解雇と普通解雇があります。使用者は、従業員が刑事事件の当事者となった場合に、自由に解雇できるのでしょうか。

## 1 懲戒解雇

(1) 多くの企業においては、懲戒解雇にあたる事由を数多く上げた上で、「その他前各号に準ずる不都合な行為があった場合」等の一般的・概括的な懲戒解雇事由が就業規則に定められており、少なくとも刑事事件で有罪判決を受けたら、形式的にはこれに該当することになってしまい、一見解雇されそうにも見えます。

(2) しかしながら、使用者が従業員を懲戒解雇するためには、就業規則上の解雇事由に形式的に該当するのみならず、解雇権の濫用に該当しないことが必要とされています。そして、そもそも使用者の懲戒権は、企業秩序の維持と事業の円滑な運営のために使用者に認められた権利です。基本的には、被用者の私生活上の非違行為(有罪判決を受けたことも、会社を被害者とする横領等の場合でない限りこれに含まれます)を理由としては行使できないとされています。そして、有罪判決を理由としての懲戒

解雇の可否に関連して、判例は、「会社の社会的評価に重大な悪影響を与えるような従業員の行為については、具体的な業務阻害の結果や取引上の不利益の発生を必要とするものではないが、当該行為の性質、状況のほか、会社の事業の種類・態様・規模、会社の経済界に占める地位、経営方針及びその従業員の会社における地位・職種等諸般の事情から総合的に判断して、右行為により会社の社会的評価に及ぼす悪影響が相当重大であると客観的に評価される場合でなければならぬ」と(最一小判昭和49年3月15日)ものとしています。

具体的事案としては、路線バスの運転手が過失致死事故を起こし、事故後の検査における呼気中のアルコール濃度が法定の許容限度を大きく上回っている場合に、会社の信用を著しく害しかつ対面を著しく汚すとして、解雇が認められた事例



## 無料セミナーのご案内

本誌をお読みいただき、ご興味を持たれた方はどなたでもご参加いただけます。  
**無料・事前予約制**となります。**個別相談(初回30分無料)**も大阪・京都・神戸事務所  
 所で随時予約を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。



### ●相続対策セミナー

遺産を相続する際に気を付けたいこと、もめずに相続する方法、節税対策などについて分かりやすく解説します。

**日時【場所】** 10/13(土) 11時【神戸】・10/25(木) 15時【大阪】・11/8(木) 11時【大阪】

### ●おひとり様セミナー

老後に頼れる身内がいらない方、将来おひとりになった時のことが心配な方などを対象に、成年後見制度や財産管理、任意後見契約の利用方法、遺言書の活用などについて分かりやすく解説します。

**日時【場所】** 10/16(火) 11時【大阪】・11/1(木) 11時【大阪】

### ●遺言書作成セミナー

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類や作成方法、もめない書き方などを分かりやすく解説します。

**日時【場所】** 10/22(月) 11時【大阪】・11/5(月) 11時【大阪】・11/17(土) 11時【神戸】・  
 12/13(木) 11時【大阪】

### ●民事信託セミナー

信託の仕組みや活用方法を弁護士がお話します。どなたでも参加していただける無料セミナーですので、興味がおありの方は、この機会に。

**日時【場所】** 11/22(木) 11時【大阪】・12/17(月) 11時【大阪】

## 編集後記 創刊2年目を迎えて

弁護士 田村 由起

「酷暑」と言われた夏が過ぎ、ようやく気持ちの良い秋がやってきました  
 が、皆様はいかがお過ごしでしょうか？早いものでMIO PRESSを創刊し  
 てからもう1年になります。当事務所として初めての試みでしたので、まずは  
 1年間無事に本誌を皆様にお届けすることができホッとしています。  
 巻末の読者アンケートにおいて、本誌を毎号楽しみにしてくださっている  
 という有難いお言葉をたくさんいただきました。読者の皆様からの生の声に

触れることで、「MIO PRESSを楽しみにしてくださる人がいる」と実感で  
 き、本当にうれしかったので、つい何度もアンケートはがきを読み返してし  
 まいました。  
 創刊2年目もより充実した内容にしていければと考えていますので、今後と  
 もどうぞよろしくお願いいたします。

※今後、「MIO PRESS」の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一報いただけますようお願いいたします。



キリトリ線

フリガナ	
お名前	
ご住所	〒
ご連絡先	( )



料金取扱人控郵便  
 大阪北局 認  
 承 2632

差出有効期間  
 2019年12月  
 31日まで  
 切手をはらずに  
 お出しください

郵便はがき

5308790

164

## 読者プレゼント&アンケートはがき

左の郵便はがきに必要事項をご記入の上、アンケートにご協力いただいた方の中から**抽選で30名様に、「みお総合法律事務所」オリジナルクオカード(500円相当分)と澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をセットでプレゼント**いたします。ふるってご応募ください!!

●プレゼント応募締切/  
 平成30年12月31日(月)  
 ※当日消印有効



預金にその名義が変わった時点で、贈与されたものであるから、相続財産にはならな

為であり、子や孫名義の子や孫の将来の生活費や学費などのために、通帳を作成して積み立てしてあげるとは、親や祖父母として当然の行為であり、子や孫名義の

預金の預金が亡くなつた方の財産とみなされる「名義預金」なのです。

子や孫の将来の生活費や学費などのために、通帳を作成して積み立てしてあげるとは、親や祖父母として当然の行為であり、子や孫名義の

預金の預金が亡くなつた方の財産とみなされる「名義預金」なのです。

子や孫名義の通帳、印鑑、キャッシュカードをお手元で管理していませんか？  
 相続対策で、子や孫の通帳を作成して、生前贈与したつもりでも、通帳、印鑑、キャッシュカードを手元に持ったままでは、その預金は、「名義預金」とみなされ、相続税の課税対象となってしまうことがあります。

相続税の調査があった場合、重点的にチェックされるのが、家族名義の預金です。そして、申告漏れの多い財産で、最も指摘を受けやすいのが、親族

## リガサポ!

リーガルサポート  
 インフォメーション

# 「名義預金」について



税理士  
 西向 隆夫  
 Takao Nishimukai

次号  
 予告  
 社会保険労務士 松山が担当します。

いと考える方も多いでしょう。しかし、相続税の世界において、その預金が誰のものであるかの判定は、単にその預金の名義が誰のものであるかという形式によって判断するのではなく、その原資は誰のものであったか、贈与の事実があったか、その預金は誰が管理していたか、誰が自由に出入りできる状況であったか、等々を総合的に勘案して実質で判断されます。預金の名義が変わっただけでは、その預金が直ちに名義人に帰属する、ということにはならないのです。

「名義預金」に関する一番のチェックポイントはその預金を誰が管理運用していたか、ということとです。通帳、印鑑、キャッシュカードを親や祖父母が持ったままでは、もらった側の子や孫にその預金の支配権があったとはみなされません。子や孫に渡してしまうと浪費してしまうから預かっている、という親心であったとしても、それでは「名義預金」とみなされる可能性が高くなるのです。

生前贈与は多くの方が行っていますが、問題のあるケースをよく見かけます。のちに税務調査で「名義預金」とみなされないよう、何をどうしておけばよいのかをきちんと理解したうえで実行しましょう。

## 顧問税理士のご紹介 ~税理士 西向隆夫~

今号『リガサポ!』コーナーの記事を執筆いただきました、税理士 西向隆夫先生をご紹介させていただきます。西向先生は、当事務所の顧問税理士として、各種法律相談に関連して発生する税務問題についてアドバイスをいただくなど、必要に応じて事件処理をサポートしてくださっています。当事務所は、ご依頼者様に質の高い法律サービスをご提供するために、今後も西向先生をはじめとする各種専門家と連携を取ってまいりますので、何かお困りのことがございましたら是非ご相談ください。



税理士 西向 隆夫 Takao Nishimukai  
 中央合同会計事務所パートナー税理士。法人税、所得税、資産税の三税を一体とした税務アドバイスサービスを得意とする。法律会計事務所の勤務経験から相続税申告、相続対策業務などの資産税に強み。